

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

紫波型断熱改修新規事業化事業

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

岩手県紫波町

### 3 地域再生計画の区域

岩手県紫波町の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 4-1 地方創生の実現における構造的な課題

4-2に記載のとおり町の公共施設の建設の際に町内建設業者を活用していたが、今後しばらく公共施設の建設予定がなく、町内建設業者の活躍の場が減少することが懸念される。

住宅分野においても、町内の年間新築住宅着工件数 202 件（令和 2 年度）のうち、主要な町内建設業者による着工件数は僅か 12 件（紫波町環境課調べ）となっており、大手ハウスメーカーによる着工が大部分を占めている。企業としての知名度、信頼性が高く、多様なノウハウを持つ大手ハウスメーカーと比較すると、町内建設業者は顧客から選択されづらいという現状がある。また、RESASによると、町内の建設業者（総合建設業）の従業員数が、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて 593 人から 527 人に減少しており、町内の建設産業に携わる人材は減少傾向にある。

このような町内建設産業の衰退を抑制するためには、従来の公共施設や新築住宅だけでなく、町で未だに注力しておらず大手ハウスメーカー等の競合相手が少ない既存住宅のリフォームに新たに力を入れていくことで、新たな産業のフィールドを開拓し販路を拡大していかなければならない。近年、国内外で脱炭素化社会の実現のために地球温暖化対策を推進する動きが高まっており、人々の生活基盤となる住宅の省エネルギー化する「既存住宅の断熱改修」に対

するニーズが高まっていくことが予想される。町内の既存住宅については、平成30年住宅土地統計調査（総務省）によると、町内の持ち家総数9,510件のうち築40年以上の古い住宅が2,850件（30%）あり、断熱性能が低い住宅が多く存在しており、断熱改修が必要な住宅の賦存量は豊富にある。

しかし、既存住宅の断熱改修は、断熱改修のコストに対する「居住性の向上」や「光熱費の削減効果」等の費用対効果についての認知度が低く、顧客からは選択されづらいという現状がある。また、既存住宅の断熱改修は、新築とは異なり既存住宅の構造を維持し、熱損失を最小限に抑えて断熱性能を付与する必要があることから、高い知識、技術、経験が求められるため、施工が可能な人材が限られているという問題もある。

#### 4-2 地方創生として目指す将来像

##### 【概要】

紫波町は、「第三次紫波町総合計画」において、基本理念として「循環型のまちづくり」を掲げており、自然・産業分野においては「豊かな環境と町の魅力を生かしたなりわいがあるまち」を目指している。

紫波町の約6割を森林が占めており、森林により形作られる美しい自然景観は大きな魅力となっているとともに、建築用材をはじめとする様々な用途に利用することができる豊富な森林資源に恵まれている。この地域資源を活用するため、町は公共施設の建設時における町産木材の活用を推進しており、平成13年度に建設した「紫波中央駅待合施設」をはじめとする小学校、保育園、役場庁舎等の13の公共施設を6,707 m<sup>3</sup>の町産木材を活用し建設しており、これらすべての建設を大手建設業者ではなく、町内建設業者が手掛けている。また、町産木材の活用事例の集大成として、住宅における「紫波型エコハウス」がある。紫波型エコハウスは、非常に高い断熱性能に加え、構造材の8割以上に町産木材を使用することを要件としており、町が指定事業者として認定する町内建設業者の手により建設される。町の「オガールタウン※」では、全57区画すべてに紫波型エコハウスが建築された実績がある。このように、町内建設業者には「町産木材を活用した建設事業」という文化・土壌が既に根付いている。これにより、町で育った木、町で育まれた人材、町外の大手建設会社やエネルギー会社に流出していた資本を地域内で循環させることができ、産業振興を図

の上での大きな強みとなっている。

また、町産木材の活用を促進することで同時に木の需要が創出され、町内の林業、木材素材生産業等の他産業にも寄与する。このように、町産木材を活用した町の建設事業を推進することで、複数の産業振興も同時に図ることができ、関連産業の核になっている。

この強みを活かし、町の森林資源を建設事業において活用する新たな事業を創出し、また、それを実現し、地域産業の原動力となる優秀な人材を育成・確保する仕組みを創出することで、町内の資源・人・経済が循環する持続可能な「なりわい」がある町づくりを推進し、「地域産業の稼ぐ力」の成長を推進する。

※オガールタウンとは、「日詰二十一区」で紫波町が宅地分譲する全 57 区画のエコタウンを指す。宅地分譲にあたり、町が定めた「紫波型エコハウス基準」を満たす建物を建築することを要件としており、57 区画の住宅すべてが「紫波型エコハウス」となっている。

#### 【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2022 年度増加分 1 年目	2023 年度増加分 2 年目
本事業に関連する町内建設業者における売上額(万円)	0	0	1,000
紫波型断熱改修製品の製造・施工に携わる事業者数(社)	0	0	0
紫波型断熱改修の施工件数(件)	0	0	10

2024 年度増加分 3 年目	K P I 増加分 の累計
5,000	6,000
5	5
50	60

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

#### ○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

##### ① 事業主体

2に同じ。

##### ② 事業の名称

紫波型断熱改修新規事業化事業

##### ③ 事業の内容

今後、町内の住宅産業を活性化し、「稼ぐ力」を育むためには、「町産木材を活用した建設事業」という町の強みを活かしながら、既存住宅の断熱改修という伸びしろのある新たなフィールドにおいて、地域の特性、ニーズに合致した地域密着型の「紫波型断熱改修事業」の事業化及びそのブランディングによる競合相手となる大手ハウスメーカーとの差別化、また、それを実現し事業を推進する優れた知識、経験、技術を持つ人材育成を図っていく必要がある。

町では、児童生徒数の減少により町の東西部の小学校の再編が行われ、現在、7校の小学校が閉校し遊休化している。そのうち、中山間地域に所在し周囲が森林に囲まれている赤沢小学校跡地を活用し、本事業の拠点を整備することで、施設において以下の事業を行う。

なお、交付対象事業の概要としては、竹内昌義氏（みかん組共同代表、東北芸術工科大学教授、エネルギーまちづくり社代表取締役）が主導となり、上記事業を実現するための構想づくり、調査、ワークショップ、シンポジウム等を業務委託により実施することを想定している。

##### ①紫波型断熱改修ブランディング化構築事業

町内の既存住宅の断熱性能、町民の断熱改修のニーズ等を調査・分析し、

断熱性能の高さ、価格帯により複数にランク分けした「紫波型断熱改修」のメニューを考案する。断熱改修における紫波型基準をつくり、地域の特性を生かし消費者ニーズを反映された付加価値のある断熱改修商品としてブランディング化を図る。ブランディング化により、大手ハウスメーカーとの差別化、安定的な収益の確保、補助金に頼らない持続可能な経営が期待できる。

#### ②断熱改修人材育成事業

事業者（建設業者、製造業者等）を対象として、既存住宅の断熱改修の工法を中心としたエコハウスに関する高い技術、知識を持つ人材の育成を目的とするセミナーを開催し、エコハウスの建築、既存住宅の断熱改修の普及を促進する。セミナーは、エコハウスに関する知識を養う座学部門、ワークショップ形式で実際に建物で断熱改修等を体験し技術を習得する実技部門により実施する。

#### ③断熱改修製品開発・普及事業

町内の既存住宅における断熱改修を効率的に推進するため、専門アドバイザー、事業者（建設業者、製造業者等）、地域おこし協力隊等と連携し、断熱改修を比較的に「簡単」かつ「安価」にできる町産木材を活用した「断熱改修製品」の開発を行う。製品の一例としては、木製の窓枠フレームにガラスの代わりに樹脂性パネルを挿し込んだ「内窓用窓枠サッシ」を検討している。ガラスの代わりに樹脂製パネルを採用することでコストを抑え、住宅の窓枠にはめ込むことで簡単に二重窓可することができる。また、製品をキット化することで、特殊な機械、技術がなくても組み立て可能となり、簡単に断熱改修が可能となる。開発した製品については、将来的に町内各所の製造業者等において製造・販売することで、町内に広く普及させる。

#### ④断熱改修モデルルーム整備事業（ハード事業）

本事業で推進する既存住宅の断熱改修を PR するため、赤沢小学校跡地の1部屋に断熱改修を施し、カタログ、口頭による説明では伝えきることができない断熱効果の高さを実際に体感することができる「モデルルーム」を整備する。モデルルームの整備は、①、③の事業で実施するワークショ

ップ等を通じて、整備することを検討している。

#### ④ 事業が先導的であると認められる理由

##### 【自立性】

地域の状況を調査し、その結果に基づいた紫波型断熱改修のメニュー、製品を事業化することで、既製品及び大手ハウスメーカーとの差別化を図る。比較的安価で高機能を付加価値としてブランディング化することで、地域内の経済循環及び地域活性化が図られる。また、町内全域に展開することで、町内工務店の売上額、収益向上が期待でき、将来的にも補助金に頼らない安定的な運営を可能にする。

##### 【官民協働】

官(町)は、政策により事業の方針を定め、本交付金により協同組合を組織することで、主役となる民間企業同士を結びつける橋渡し役となる。また、赤沢小学校跡地という場(土地建物)の提供と事業実施の支援をする制度を創設することで事業実施の根底部分の役割を担う。

民は、(株)エネルギーまちづくり社が本事業の中心となり、紫波型断熱改修の監修、人材育成を担う。また、実際に断熱改修を行っていく町内建設業者、製品の製造を行う町内製造業者は、新たな産業の創出(町産木材の6次産業化)と社会の変化に柔軟に対応しながら運営する役割を、それぞれが連携して行うことで、地域の活性化につながる。

##### 【地域間連携】

県及び姉妹都市と連携し、新しい産業振興としての一連の町の実施を広く普及する取組みを行うことで、これまで進めてきた「循環型まちづくり」の継続的な展開との相乗効果を図ることが出来る。

##### 【政策間連携】

本事業は、紫波型断熱改修の推進による建設産業を核とした産業振興を図ることで、地域産業の稼ぐ力を育むものである。産業振興と併せて、「移住・定住促進」、「地球温暖化対策」、「健康増進政策」を同時に図っていく。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））  
4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 5月

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を企画課が取りまとめ、産官学金  
労言を含む外部組織「紫波町まち・ひと・しごと創生推進協議会」（平  
成27年8月11日設置、委員16人）において検証を行う。

【外部組織の参画者】

【産】紫波町商工会青年部部长、株式会社富岡鉄工所代表取締役、岩手  
中央農業協同組合営農販売部長、農業者（岡田葡萄園）、【官】岩手県  
盛岡広域振興局企画推進課長、紫波町副町長、【学】岩手県立紫波総合  
高等学校副校長、公立大学法人岩手県立大学地域連携本部副本部長、国  
立大学法人岩手大学農学部准教授、【金】株式会社北日本銀行紫波支店  
長、株式会社日本政策金融公庫盛岡支店長兼農林水産事業統轄、【労】  
連合岩手盛岡中央地域協議会幹事、【言】NPO法人紫波ing理事、【町  
民】紫波町立虹の保育園園長、三井報恩会と特定振興村彦部村を考える  
会会長、NPO法人紫波さぷり理事長

【検証結果の公表の方法】

検証後、速やかに紫波町HPで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 16,150千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

### 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

### 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

#### 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

#### 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

#### 7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。